

千葉県猟友会

— 令和6年10月発行 —

ごあいさつ

一般社団法人 千葉県猟友会 会長 伊 東 新 一



会員の皆様には、平素から猟友会事業の運営にご理解ご協力を賜り、誠に有難うございます。

さて、令和6年通常総会において、会長に選任されました。

まことに微力ではありますが、誠心誠意努めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

狩猟者の目指す場所である無事故・無違反に向けて、会員の皆様のご協力と千葉県及び千葉県警察の、ご指導ご支援により実現を目指したいと思います。

また、高齢化社会といわれておりますように会員の高齢化も進み、どのようにしたら若者に狩猟の魅力を、猟友会の楽しさと重要性を分かってもらえるかが課題になってきております。

こうした時こそ会員の皆様の協力のもと一致団結して会の活性化のため、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

長年にわたり、千葉県猟友会発展のためご尽力をいただきました、前会長 鈴木理之様には改めて敬意と感謝を申し上げます。今後とも、ご指導ご鞭撻の程よろしくお願いいたします。

結びに、本年の猟期始まりに向けて、安全狩猟のため法令の遵守、狩猟マナーの徹底等の励行をお願いしご挨拶といたします。

安全狩猟のために

《狩猟者は、狩猟の意義を再確認し、世人から信頼される存在になるよう心掛けて行動しよう。》

1. 矢先の確認

- 周囲の安全を常に注意する。

2. 獲物の確認

- 獲物が見えないときは、発砲しない。
- 《人かもしれない》の注意を常に持つこと。

3. 脱包の確認

- 弾の装填有無を常に確認する。



4. 経験や体力を過信しない

- 常に基本を守り、体調変化にも注意する。

5. 猟犬の管理徹底

- 獣猟犬の取扱いには、特に注意すること。

6. 猟野は他人の土地との認識を持つこと

- 法の制限の有無に関らず、他人に不快感を抱かせる行為はしないこと。

7. 安全狩猟用帽子・ベスト着用徹底を



猟服に注意
迷彩色・迷彩柄は
着用しないこと。
安全帽子とベストは必ず着用すること。

猟銃・装弾の保管、管理は厳格に

令和6年度 狩猟及び鳥獣行政の動向について

千葉県自然保護課

狩猟・保護班

千葉県猟友会会員の皆様には、日頃、狩猟及び有害鳥獣捕獲等の鳥獣行政の推進に多大な御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

県では、安全な狩猟の推進や事故防止に向け各種対策を講じています。県猟友会会員の皆様方におかれましても、日頃より格段の御配慮をいただき、感謝申し上げます。こうした中、昨年度は、捕獲従事者がイノシシの止めさし時に襲われて重傷を負うなどの事故が発生しました。狩猟者の皆様方におかれましては、日頃から法令遵守に努められ、識別し易い猟装の着用や脱包確認の徹底等の注意事項を引き続き遵守いただくとともに、安全確保に細心の注意を図られるよう、あらためてお願いします。

一方、有害鳥獣による農業等への被害は深刻な状況が続いており、県全体で毎年数億円の被害が生じています。また、イノシシによる豚熱の感染拡大も懸念されるところです。

こうした様々な課題に対し、県では猟友会と連携し、以下のとおり事業を進めてまいります。今年度も引き続き皆様の御協力をお願いいたします。

1 野生鳥獣の保護対策について

(1) 鳥獣保護区等の指定

県では、第13次鳥獣保護管理事業計画に基づき、今年度も鳥獣保護区等の指定を進めております。区域については、県が発行する最新のハンターマップにより御確認をお願いします。

(2) 国による狩猟鳥獣の捕獲禁止

メスヤマドリ、メスキジについては、全国で捕獲が禁止されています。

(3) 県による狩猟鳥獣の捕獲禁止

県では、キツネについては通年で、また、オスヤマドリについては、1月16日から2月15日までの期間における捕獲を禁止しています。

2 狩猟の適正化対策について

(1) 鳥獣保護管理員の設置

狩猟事故や違反の防止など、狩猟の適正化を図るため、県下に106名の鳥獣保護管理員を設置しています。御不明な点がございましたら、お気軽に御相談願います。

(2) 危険猟法の禁止など

爆発物、劇薬、据銃、落とし穴、吊り上げ式くくりわななどの危険な猟法は禁止されています。また、とらばさみと一部のくくりわな（輪の直径が12センチメートルを超えるものなど）が禁止猟法に指定されています。

ただし、県内でイノシシ、ニホンジカを狩猟で捕獲する場合、「輪の直径が15センチメートル以下の足くくりわな」は使用可能です。

(3) 網猟・わな猟に係る標識の設置義務

網・わなの狩猟者登録を受けた者は、法令に基づき、使用する猟具ごとに住所、氏名、狩猟者登録証に記載された知事名、登録年度及び登録番号を、一字の大きさが縦横1センチメートル以上の文字で記載した金属製又はプラスチック製の標識を付ける義務があります。遵守してください。

(4) マナーの遵守

令和5年度狩猟期は、事故が3件、苦情が21件、行政への違反通報が12件の通報等がありました。

主な苦情は、銃猟への不安、狩猟マナーに関するもの、猟犬に関するもの、主な違反

通報は公道上での狩猟、標識のないわなの設置等でした。

これらの行為は、狩猟者全員に迷惑をかけることとなりますので、ルールやマナーは守ってください。

3 狩猟による有害鳥獣の捕獲推進について

(1) 知事賞の交付

県では、生態系や農林作物に特に有害性を発現する鳥獣の捕獲を狩猟期間中に推進するため、各単位猟友会が主催する有害鳥獣捕獲競猟会の成績優秀者に対し、知事賞を交付しています。

(2) 狩猟税の軽減

以下に該当する方の狩猟税が軽減されます。

- ・登録申請日に県内の市町村長から対象鳥獣捕獲員に指名又は任命されている方

⇒非課税

- ・登録申請日に認定鳥獣捕獲等事業者の従事者で従事者証の交付を受けている方

⇒非課税

- ・登録申請日前1年以内に有害鳥獣捕獲許可を受け県内で有害鳥獣の捕獲等を行った実績のある方

⇒半額

- ・登録申請日前1年以内に従事者として従事者証の交付を受け、県内での有害鳥獣の許可捕獲を行った実績のある方

⇒半額

なお、申請方法については、各単位猟友会にお問い合わせください。(場合により減免にならないことがあります。)

4 CSF (豚熱) の感染拡大防止について

令和6年6月に、佐賀県唐津市等において、野生イノシシから豚熱が確認されました。

千葉県においても防疫措置を強化しており、有害鳥獣捕獲及び狩猟を行う際には県内の感染拡大防止のため、捕獲したイノシシや器具、車両の消毒等の防疫措置に御協力をお願いいたします。

5 指定管理鳥獣捕獲等事業について

県では、イノシシ及びニホンジカによる農業被害や生態系被害の抑制を図るため、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施しています。引き続き御理解と御協力をお願いします。

(1) イノシシ

県北部 (銚子市、旭市、成田市、印西市、香取市、東庄町、栄町及び神崎町)

県中部 (千葉市、市原市、東金市、大網白里市及び山武市)

(2) ニホンジカ

県中部 (市原市、大多喜町)

県南部 (君津市)

6 特定外来生物対策について

県内に生息する特定外来生物 (鳥獣) のうち、アカゲザルとその交雑種、アライグマ、キョンについて、外来生物法に基づく防除実施計画をそれぞれ策定し、防除事業を実施しています。これらの特定外来生物の防除につきましても、御理解と御協力をお願いします。

ストップ猟銃事故！！

千葉県警察本部生活安全部風俗保安課



～ 令和6年度狩猟期間 ～

令和6年11月15日(金)～ 令和7年2月15日(土)

令和5年中の猟銃等による人身事故

○ 全国の人身事故発生状況

令和5年中における猟銃等に係る人身事故は、発生件数10件（前年度－4件）、死者0名（前年比－3人）、重傷者4人（前年比－4名）、軽傷者6人（前年比＋3名）でした。この人身事故の原因別として、暴発5件（前年比－5件）、矢先の安全不確認4件（前年比＋1件）、誤射1件（前年比±0件）でした。

○ 千葉県の発生状況

県内では、人身事故1件（前年比＋1件）、違反12件（前年比＋7名）でした。

事故防止のポイント



- ・ 銃を発射する前に周囲の安全を確認する。
- ・ 常に
「獲物ではなく人かもしれない」
「背後に人がいるかもしれない」
という最悪の事態を想定して矢先を慎重に確認する。
- ・ バックストップがない場所では発射しない。



令和5年度の狩猟期における千葉県警察に対する苦情

令和5年度の狩猟期間中、千葉県内における110番通報及び管轄警察署への通報は、34件でした。禁猟区は昨年と同一とは限りません。必ず最新の地図で確認して下さい。

苦情内容	令和5年度	令和4年度	増減
取締り要望等に関すること	11	20	－9
狩猟区域に関すること	10	11	－1
流れ弾に関すること	4	7	－3
狩猟者のマナーに関すること	3	6	－3
その他	6	10	－4
計	34	54	－20

猟銃事故を防止するために

令和5年中に全国で発生した人身事故10件中7件が年齢60歳以上（平均年齢約63歳）、4件が猟銃所持歴30年以上（平均は約25年）の所持許可者によるものです。

また、1年間の違反件数は207件（前年比＋44件）、違反者164人（前年比＋20人）と、前年より増加しました。

銃の危険性を忘れることなく、慣れからくる油断を払拭し、基本に立ち返って猟銃を取り扱うとともに、事故を防止するため、狩猟に用いる猟銃ごとに射撃練習を行い、射撃技能の維持向上に努めてください。



「拳銃110番報奨制度」



～拳銃のない安心・安全な千葉県に～

全国統一フリーダイヤル

ジユウ

ミナナシ

0120-10-3774

警察では銃器犯罪の根絶に向け、違法銃器の押収や被疑者の検挙に努めるとともに、銃器犯罪に関与する暴力団などの犯罪組織の壊滅に向けた対策を強化しており、拳銃に関する情報提供のための『拳銃110番報奨制度』についても周知を図っています。

この制度は、県民の皆様方から広く拳銃情報を募り、寄せられた情報に基づいて拳銃を押収し、かつ、被疑者検挙に至った場合には『押収銃器1丁につき10万円』を目安として報奨金が支払われるというもので、匿名による通報も受け付けています。

違法銃器の摘発には、県民の皆様から寄せられる通報や情報が欠かせません。断片的な情報でも構いませんので、情報提供をお願いします。

「匿名通報ダイヤル」

～安心な社会を創るための匿名通報事業～

とくめいつうほう

やつてサンキュー

0120-924-839

匿名通報ダイヤルとは、警察への通報に踏み切れない事案（主に被害者本人からの申告が期待しにくく潜在化しやすい犯罪）についての通報を匿名で受け付け、『通報者に対して貢献度に応じ、最大で10万円』の情報料を支払う事業であり、これらの情報を犯罪捜査に役立てようとするものです。対象事案については、以下のとおりです。

- ・暴力団が関与する犯罪・犯罪インフラ事犯・薬物事犯・拳銃事犯
- ・特殊詐欺・少年福祉犯罪・児童虐待事案・人身取引事犯 等

皆様からの情報提供をお願いします。

24時間オンライン受付

<http://www.tokumei24.jp> (パソコン)

<http://www.tokumei24.jp/i> (モバイル)

電話受付

(通話料無料)

月曜日～金曜日

9:30～18:15



《拳銃や薬物に関する情報の連絡先》

○最寄りの警察署・交番・駐在所

○千葉県警察本部薬物銃器対策課 ☎043-201-0110 (代表)

事 務 局 だ よ り

令和6年 通常総会の概況

本年の通常総会は、令和6年7月26日（金）千葉市内「京成ホテル・ミラマーレ」において開催されました。

功労者表彰

表彰名	氏名	所属獺友会
千葉県知事 感謝状	坂下 正	長生郡市獺友会
大日本獺友会会長 表彰状	鈴木 良明	君津獺友会
	何木 光之	市原市獺友会
	鈴木 好行	安房獺友会
	藤田 英雄	野田獺友会
千葉県獺友会会長 表彰状	千葉 和浩	千葉市獺友会
	近藤 完治	市原市獺友会
	森田 敬	習志野八千代獺友会
	潤米 貞夫	君津獺友会
	森田 和義	安房獺友会
	大久保 勝巳	夷隅郡市獺友会
	小倉 安司	長生郡市獺友会
	戸塚 隆	東金地区獺友会
	小林 芳廣	銚海獺友会
	鶴澤 一夫	匝瑳獺友会
	石田 武夫	香取郡獺友会
	宮本 誠一	佐原獺友会
	木内 恒幸	香取東部獺友会
	青柳 政雄	佐倉獺友会
	岩井 武仁	印西獺友会
	吉田 隆	成田獺友会
	小磯 四郎	東葛飾郡獺友会
	喜多村 愼一	市川獺友会
	成田 誠	船橋獺友会
	渋谷 惣一郎	柏獺友会

令和5年度無事故無違反表彰

21年連続表彰 印西獺友会

11年連続表彰 匝瑳獺友会

9年連続表彰 市川獺友会

6年連続表彰 香取東部獺友会

5年連続表彰 習志野八千代獺友会
柏獺友会



議事

議長：渋谷 忠夫（柏獺友会）
副議長：藤崎 昌之（佐倉獺友会）
議事録署名人：千葉 和浩（千葉市獺友会）
鈴木 良明（君津獺友会）

上程した次の議案総て可決承認された。

- 議案第1号 令和5年度事業報告について
- 議案第2号 令和5年度決算承認について
〈監査報告〉
- 議案第3号 令和6年度会費額決定について
- 議案第4号 令和6年度事業計画案決定について
- 議案第5号 令和6年度収支予算案承認について
- 議案第6号 会運営費の一時借入承認について
- 議案第7号 役員改選について
- 議案第8号 顧問承認について



事 務 局 だ よ り

令和6年度千葉県猟友会事業計画

1. 狩猟道德の徹底

- (1) 総会、役員会、各種講習会及び指導通達等を通じて近代狩猟に必要な狩猟道德の高揚と会員の資質向上に努める。
- (2) 遵法、安全狩猟推進のため単猟事業に対する指導援助を行う

2. 事故防止事業

- (1) 事故防止指導及び広報活動の推進
- (2) 無事故無違反単猟の表彰
- (3) 事故防止射撃研修会及び残弾処理射撃大会の励行
- (4) 事故防止及び狩猟マナー向上のために行う安全狩猟射撃大会の援助
- (5) 県が行う狩猟に関する安全対策事業に協力



3. 鳥獣保護増殖事業

- (1) 行政が行う鳥獣保護事業に協力
- (2) 放鳥事業の推進（キジ、ヤマドリ 令和6年10月中旬～令和7年3月上旬）
- (3) 鳥類の生息環境及び自然保護思想の高揚を図る

4. 有害鳥獣捕獲事業

- (1) 猟期中に行う有害鳥獣捕獲の奨励
- (2) 猟期外の有害鳥獣捕獲に対する責任ある協力
- (3) 県が行う調査及びそれに伴う事業に協力
- (4) 広域捕獲に伴う事業に協力
- (5) 猟銃による有害捕獲に従事する者に対する研修会の開催（令和7年1月～）

5. 認定鳥獣捕獲等事業者として指定管理鳥獣捕獲等事業に参加する

6. 千葉県射撃場指定管理運営

7. 狩猟免許関連事業

- (1) 狩猟免許更新の講習会及び狩猟免許試験に協力
- (2) 初心者狩猟免許試験準備のための講習会を開催し、優良ハンターの育成を図る

8. 狩猟者登録事業

- (1) 狩猟者登録申請手続及び返納事務（県内及び県外）
- (2) 県外登録者申請受付事務に協力

9. 狩猟事故共済事業及びハンター保険の加入、請求、給付事務

10. 千葉県証紙売り捌き事業

11. 大日本猟友会の行う事業に協力

12. 大日本猟友会政治連盟の活動に協力

13. 猟銃用火薬類無許可譲受票の交付事務

14. 会報「県猟ニュース」を発行し、各種情報の提供と会員相互の親睦を図る

15. 射撃部ス道奨励事業

- (1) 令和6年度千葉県猟友会フィールド射撃大会
(令和6年6月1日（土） 成田射撃場)
- (2) 第36回一都八県親睦R・S射撃大会県予選会
(令和6年7月6日（土） 千葉県射撃場)
- (3) 第36回一都八県親睦R・S射撃大会
(令和6年9月7日（土） 千葉県射撃場)
- (4) 法人設立85周年記念安全狩猟射撃全国大会
(令和6年9月22日（日） 福岡県総合射撃場)
- (5) 第4回千葉県猟友会空気銃射撃大会
(令和6年10月12日（土） 千葉県射撃場)

16. 猟犬部ス道奨励事業

- (1) 令和6年度猟犬猟野競技会（令和7年4月上旬）

17. 主な会議等の開催

- (1) 令和6年通常総会 (令和6年7月26日（金） 京成ホテル・ミラマーレ)
- (2) 令和6年度事務担当者会議 (令和6年8月8日) 京成ホテル・ミラマーレ)

射 撃 ・ 猟 犬 だ よ り

令和6年度千葉県猟友会フィールド射撃大会成績表

令和6年6月1日(土)成田射撃場において、23単猟170名の選手が出場して行われました。結果は次のとおりでした。

団体の部

優勝	佐倉 猟友会	(得点 421点)
準優勝	成田 猟友会	(得点 403点)
第3位	印西 猟友会	(得点 385点)
第4位	東葛飾郡猟友会	(得点 380点)
第5位	長生郡市猟友会	(得点 374点)
第6位	木更津 猟友会	(得点 367点)
第7位	夷隅郡市猟友会	(得点 366点)
第8位	東金地区 猟友会	(得点 365点)
第9位	安房 猟友会	(得点 363点)
第10位	君津 猟友会	(得点 358点)

個人の部

Aクラス	優勝	岡本 悠司	(佐倉 猟友会)
	準優勝	岡本 勇司	(長生郡市 猟友会)
	第3位	佐藤 弘樹	(成田 猟友会)

Bクラス	優勝	池田 純夫	(安房 猟友会)
	準優勝	石井 康夫	(木更津 猟友会)
	第3位	米井 新一	(印西 猟友会)

Cクラス	優勝	藤崎 昌之	(佐倉 猟友会)
	準優勝	渡邊 利雄	(夷隅郡市 猟友会)
	第3位	石橋 清克	(印西 猟友会)

レディース部門

優勝	内海 奈々子	(習志野八千代 猟友会)
準優勝	佐藤 順子	(夷隅郡市 猟友会)
第3位	田口 博子	(東葛飾郡 猟友会)

(一社)大日本猟友会法人設立85周年記念 安全狩猟全国射撃大会

令和6年9月22日(日)福岡県筑紫野市・福岡県総合射撃場において行われました。本県からは次の方々が出場されました。

派遣選手団	監督	藤崎 昌之	(佐倉 猟友会)
	Aクラス	岡本 悠司	(佐倉 猟友会)
	Bクラス	石井 康夫	(木更津 猟友会)
	Cクラス	内海 奈々子	(習志野八千代 猟友会)

成績は次の通りです。

団体の部 千葉県 猟友会 196点 (第6位)



第36回一都八県親睦狩猟R・S射撃大会県予選会

令和6年7月6日(土)千葉県射撃場において本県代表を目指して、ライフルの部:11単猟24名、スラッグの部:12単猟33名が出場。その成績は次のとおりでした。

○ライフルの部

優勝	玉川 泰宏(君津)
準優勝	大矢 新市(香取郡)
第3位	小田島 隆(佐倉)

○スラッグの部

優勝	市川 志郎(木更津)
準優勝	今田 啓之(君津)
第3位	増田 和人(銚海)

第36回一都八県親睦狩猟R・S射撃大会

令和6年9月7日(土)千葉県猟友会が当番県となり、千葉県射撃場において開催さ、成績は次のとおりでした。

監督 大矢 新市(香取郡 猟友会)

派遣選手 ライフルの部

玉川 泰宏(君津 猟友会)	市川 志郎(木更津 猟友会)
小田島 隆(佐倉 猟友会)	増田 和人(銚海 猟友会)

スラッグの部

○団体総合	第4位	千葉県 猟友会	627点
○団体ライフル部門	第4位	千葉県 猟友会	326点
○団体スラッグ部門	第4位	千葉県 猟友会	301点



令和5年度猟犬猟野競技会

令和6年4月7日(日)皆様のご協力により、千葉県射撃場敷地内他において開催、14単猟36頭が出場しました。その成績は次のとおりでした。

若犬の部

優勝	レファンタ・ボーイ・タラザキサイトウ
	円谷 正志(東葛飾郡 猟友会)
準優勝	クリアーウォーター・ラーク
	櫻井 賢一(市川 猟友会)
第3位	Jスタイル・ロッキー
	小西 誠(匝瑳 猟友会)

成犬の部

優勝	セキヤドシンワ・エルフュー・ハートII
	山口 幸子(船橋 猟友会)
準優勝	キミサラズテジマ・リターンズ・サム
	山田 美和(木更津 猟友会)
第3位	Kマウンテンゲート・アイム・エル
	手島 秀夫(木更津 猟友会)



猟銃による有害捕獲基本方針（抜粋）

1 目的

この基本方針は、年々増加する農林水産物被害に対応して、猟友会組織が有害鳥獣の捕獲をもって社会的貢献をするとともに、有害捕獲の責任ある体制を整備し、安全対策を講ずることにより狩猟者の地位向上と狩猟の永続を図ることを目的とする。

2 対応方針

● 対象事業

この基本方針が対象とする事業は、市町村等から委託を受けて行う捕獲事業（調査捕獲等を含む）のうち、猟銃を使用するものとする。

● 事業の受託

(1) 事業を受託できる者

千葉県猟友会等の名称を冠して、市町村等から捕獲事業を受託できるのは、（一社）千葉県猟友会及び単位猟友会に限定する。

(2) 事業を受託しようとする者は、総合的な判断の下に市町村等と次の内容で事前協議を行い、その成立した事前協議の内容について（一社）千葉県猟友会の有害対策委員会の承認を受けたうえでなければ受託することができない。

- | | |
|----------------------|-------------------------|
| ①依頼先名 | ⑦安全対策（地域住民への広報、協力体制の整備） |
| ②実施地域 | ⑧受託額 |
| ③捕獲許可の内容 | ⑨保険等 |
| ④実施計画 | ⑩事故等への対処方法 |
| ⑤従事者の名簿（単位猟友会の推薦書） | ⑪その他 |
| ⑥捕獲対象（捕獲数、捕獲期間、対象地域） | |

● 実施体制

(1) 捕獲隊の設置

- 1) 捕獲隊は、単位猟友会に設置する。
- 2) 捕獲隊の代表者は、単位猟友会の会長が務めるものとする。また、従前からの捕獲隊のうち、単位猟友会の下部組織に設置されたものは、単位猟友会の下に改編するものとする。
- 3) 捕獲隊は、一つの単位猟友会に複数置くことができる。
- 4) 捕獲隊には、隊長を置くものとする。隊長は、捕獲隊を指揮監督し、捕獲隊を所掌する単位猟友会の指揮命令の下に活動する。
- 5) 捕獲隊の構成員（以下「捕獲隊員」という。）は、捕獲に当たる捕獲員と捕獲時に周囲の安全確認を任務とする監視員からなるものとする。

(2) 捕獲隊員の選任及び従事者としての推薦

- 1) 捕獲隊員は、単位猟友会の所管する地域に居住する者のうちから単位猟友会の会長が選任することを原則とする。なお、単位猟友会の支部等の下部組織（市町村単位）の区域内に居住する者を優先して選任することができる。
- 2) 単位猟友会の会長は、市町村等から捕獲を受託するときは、選任した捕獲隊員を従事者として推薦するものとする。

(3) 捕獲隊員の選任要件

- 1) 単位猟友会の会員であり、千葉県猟友会の指定する保険に加入している者であること。

2) 心身が健全であり、捕獲に従事することができる者であること。

3) 社会通念上、捕獲に従事することができる年齢であること。

4) 当該地区を所管する単位猟友会員でない者は、その帰属する単位猟友会長の推薦を得た者であること。

5) 選任前3年以内に、狩猟事故、鳥獣保護法違反がないこと。

6) 捕獲隊の趣旨に同意し、捕獲隊員としての規律を遵守できる者であること。

7) 捕獲隊員として出勤ができる者であること。

8) （一社）千葉県猟友会が実施する研修会（講習会、実射訓練等）を履修した者及び履修を予定する者であること。

9) その他、単位猟友会長が必要と認めた事項。

(4) 捕獲隊の出勤時の留意事項

1) 単位猟友会長は、あらかじめ選任された捕獲隊員を出勤させる。

2) 安全対策（広報等）の徹底を確認する。

3) 捕獲事業は、委託者からの出勤要請及び実施計画に基づき実施する。

4) 捕獲は委託者の立ち合いを求めて実施することを基本とする。

5) 連絡事項等の徹底を図り、安全な捕獲を実施する。

(5) 報告等

1) 捕獲隊の隊長は、捕獲事業に関する活動状況を記録し、保管しなければならない。また、その記録は捕獲事業終了後に、単位猟友会の会長に提出しなければならない。なお、捕獲事業中に事故、違法行為、モラルに反する行為等の情報が寄せられた場合、隊長は単位猟友会長に速やかに報告しなければならない。

2) 単位猟友会長は、各捕獲事業が終了したときは、速やかに（一社）千葉県猟友会長に記録等を提出しなければならない。

(6) （一社）千葉県猟友会の行う研修会

（目的）

銃猟の安全対策を内容とする研修を行う。

（研修内容）

- ①鳥獣保護法・銃刀法等の法規関係について
- ②猟銃並びに火薬類等の取り扱いについて
- ③捕獲対象物について
- ④銃猟における安全対策について
- ⑤猟銃の取り扱い及び実射訓練について
- ⑥その他、必要な事項につて

（研修会場）

千葉県射撃場を主たる会場とする。

この基本方針は、平成21年12月1日から施行する。
（一社）千葉県猟友会



射 撃 場 だ よ り

千葉県射撃場ご利用案内

休業日 毎週火曜日(但し、祝日等の場合は翌日)
 年末年始 12月29日 ~ 1月3日

営業時間 午前9時 ~ 午後5時 (3月~11月)
 午前9時 ~ 午後4時 (12・1・2月)
 ※時間外の使用はできません

受付時間 午前9時 ~ 午後2時30分 (3月~11月)
 午前9時 ~ 午後1時30分 (12・1・2月)

利用施設 100m 静的
 50m 静的
 動的(専用使用のみご利用いただけます)

○使用可能銃種 ライフル銃(口径 10.5mm 以下)
 散弾銃(口径 12番口径 以下)
 空気銃(口径 8.0mm 以下)

使用料金 共同使用(個人).....前払い制
 1 射 座(2時間まで) 1,860円
 超過料金 1時間につき 930円
 ※超過利用は事前申告制とし射撃途中での変更はできません。

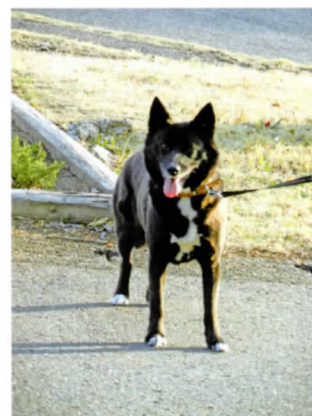
専用使用(団体).....射撃終了後清算
 1 射 面(2時間まで) 9,300円
 超過料金 2時間ごとに 9,300円
 ※専用使用は、利用日の7日以上前からの予約が必要です。

標的紙代 静的紙 1枚200円
 動的紙 1組800円

○詳細はホームページをご覧ください。か射撃場までお問い合わせください。



住 所 市原市古敷谷2620
 ☎ 0436-98-0314
 圏央道市原鶴舞インターより10分
 ホームページ開設中
 検索は「千葉県射撃場トップページ」で (^_^)-☆



狩猟者登録証の返納はお早めに！

有効期間満了後30日以内です。(事務局返納は25日以内)
必ず期日内に返納してください。

ベスト・帽子の着用は忘れずに！

会員新規加入者については大日本猟友会より全員にベスト・帽子が無償配布されます。
その後の紛失・汚濁等については有償交換となり、会員以外の方には有償・無償を問わず配布しません。

事故報告は1か月以内に！

万一、狩猟中、有害捕獲中に事故・ケガをした場合、必ず単位猟友会事務局を通じて県猟友会事務局へ報告して下さい。1か月以内に報告しないと、保険がおりない場合があります。

犬の管理について

毎年、狩猟期間及び猟期以外に猟犬にかみつかれケガをする事故等事故報告が後を絶ちません。飼い主の方は管理を徹底してください。
また、猟期終了後に山に愛犬を置き去りにする方がおります。どうぞ最後まで面倒を見てあげてください。猟期中に愛犬が迷子になった場合、連絡できる住所・電話番号等がわかる首輪をつけるようにしましょう。

千葉県射撃場

〒290-0258 市原市古敷谷 2620
TEL 0436-98-0314
FAX 0436-98-0211

大日本猟友会

〒120-0073 東京都千代田区九段北 3-2-11
TEL 03-3234-8080

関係課及び地域振興事務所

県自然保護課
葛南地域振興事務所
東葛飾地域振興事務所
印旛地域振興事務所
香取地域振興事務所
海匝地域振興事務所
山武地域振興事務所
長生地地域振興事務所
夷隅地域振興事務所
安房地域振興事務所
君津地域振興事務所

千葉市中央区市場町 1-1
船橋市本町 1-3-1 フェイス7階
松戸市小根本 7
佐倉市鎗木仲田町 8-1
香取市佐原イ 92-11
旭市ニ 1997-1
東金市東新宿 1-11
茂原市茂原 1102-1
夷隅郡大多喜町猿稻 14
館山市北条 402-1
木更津市貝渕 3-13-34

043-223-2972
047-424-8092
047-361-4048
043-483-1447
0478-54-7505
0479-64-2825
0475-55-3862
0475-26-6731
0470-82-2451
0470-22-7111
0438-23-2285